

JBA ライブ・ネットオークション規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、本会のネットオークション事業を行うため、これに必要な手続き方法その他の事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。なお、本事業で行われる売買等の契約は、あくまで出品や落札をした会員間で成立するものであり、出品や落札をした会員が相手方に対し売買等の契約上の責任を負うものとする。

(取扱品目)

第2条 本会は下記に掲げる古物を交換売買ならびに委託販売を専ら業として取り扱うものとする。

①衣類 ②時計宝飾品類 ③皮革ゴム製品類

(名称)

第3条 本会の名称を「JBA ライブ・ネットオークション」とする。

第2章 開催日

(開催日)

第4条 本会は原則、毎週木曜日を市場の開催日とする。

(営業時間)

第5条 前条に定める開催日の午前11時を営業開始時刻とする。但し、時間を変更することもある。

第3章 会員

(参加希望会員)

第6条 参加希望会員は、あらかじめJBA ライブ・ネットオークションが指定した会員番号・パスワードを使用して、JBA ライブ・ネットオークションシステムを自らのパソコンにダウンロードしたうえで参加することができる。

2 環境チェック等で適正でないと判定された場合、システムの利用に対応できる環境を整えなければならない。ただし、上記の条件を満たしてもJBA ライブネットオークションはサービス提供を保障するものではありません。

3 サービス提供にあたり、JBA ライブネットオークションは以下のように会員へのサポート体制を整えるものとする。

- ・各種手順書の提供
- ・サポート電話：076-263-7059

(責任)

第7条 会員は、自らの会員番号・パスワードを使用してオークションに参加することとし、そのせり結果に対して全責任を負う。

(パスワード管理)

第8条 会員のパスワードは、自らの責任において管理しなければならない。管理の不慎による取引上のトラブルは全て会員の責任とする。万一、パスワードを第三者に不正使用され落札された場合、その取引の責任は全て会員にあるものとする。

(参加台数)

第9条 参加台数は、原則1台とする。JBA ライブネットオークションではオークションリストの参照、事前入札で便宜を図る為に、お客様に発行するIDで同時にログインする事ができます。

入札モードでも一つのIDで同時に複数のPCで参加できますが、入札は複数とも同じ画面が表示されます。また、インターネット回線の速度によっては、入札モードでパソコンがフリーズする場合があります。それにより生じたトラブルは全て会員責任とする。

(情報管理)

第10条 会員は、オークションシステムを利用して得た情報を第三者に漏洩してはならない。万一、発生したトラブル等は、全て会員責任とする。

(JBA クレジット)

第11条 会員は、「JBA クレジット」に加入しなければならない。

(資格の取消し)

第12条 本規約の第6条から第11条に違反した場合、参加資格を取り消すことがある。

(利用の中止)

第13条 会員は、中止を希望するとき運営会社である株式会社ブランドオフまで申し出ることとする。

第4章 手数料

(諸経費)

- 第14条 本会は諸経費を賄うため出品業者から落札価格(消費税別)の2%、落札業者から落札価格(消費税別)の3%を手数料として徴収する。
- ただし、落札金額が1万円に満たない場合に限り、落札手数料は200円とする。

第5章 決済

(取引)

- 第15条 売買代金の決済は、現金、銀行振込またはJBAクレジットにて行う。
- なお、取引は必ず市場を通じて行い、個人間の取引は認めない。
- 2 落札代金を銀行振込する期限は、オークション翌日から2営業日以内とする。

(キャンセル)

- 第16条 本会は、会員が落札後商品をキャンセルする場合、オークション終了時までに申出るものとし、落札価格(消費税別)の10%をキャンセル料金として徴収する。
- 2 キャンセルされた商品は、即時振り直しが行なわれるものとする。但し、荷主又は当会の都合により振り直しが認められない場合はキャンセルを無効とする。

第6章 出品

(資格)

- 第17条 出品者の資格は、日本ブランドオークション会員とする。但し、員外者で古物商許可証を所持する者が出品を希望する時は、競売責任者の許可を要す。

(要件)

- 第18条 競売会場に入場するものは、公安委員会発行の古物商許可証を所持し、警察ならびに本会の要請がある時はこれを呈示しなければならない。

(不正品等の上場の禁止)

- 第19条 盗品その他不正品の疑いのある物品は上場してはならない。

(品質)

第20条 外見により判断できない故障又は、品質表示の誤り等があると競売会が認めたときは、その商品を返品することができる。返品商品は売主に返す。

原則として売主に対しての手数料の払い戻しはしない。

- 2 返品の期限については、リアルライブネットオークション申し合わせ事項にて定める。

(後交渉)

第21条 当オークション終了後、落札会員から落札商品の品質及び機能動作についての後交渉があった場合、または落札商品が不正品及び盗難品、遺失品の疑いがあった場合、運営者の判断に基づいて、運営者が出品会員、落札会員双方の調停処理、または裁定を行なう。

- 2 運営者の裁定結果については、出品会員、落札会員双方ともにこれに従わなければならない。
- 3 上記の後交渉に関して、運営者は会員以外の第三者との交渉は一切受けつけないものとする。

第7章 会の運営

(運営)

第22条 会の運営は、株式会社ブランドオフがこれに当たる。

(不測の事故)

第23条 関連機器等の不測の事故(天災・回線トラブル等)によりサービスが停止し、取引上の損害が発生しても、株式会社ブランドオフはその責任を負わない。

(年会費)

第24条 本会は、年会費として1社につき10,000円(税込み)を徴収する。

尚、4月1日以降の入会に対しては5,000円(税込み)を徴収する。

(保証金)

第25条 本会は、保証金として入会時1社につき40,000円(税込み)を徴収する。尚、退会時に返却する。その場合、利息は付けない。

- 2 保証金は、落札代金の支払い及び当会の裁定により発生した値引き、返品に対する返金が行なわれない場合、強制退会及び会員からの申し出のない退会についても、これの返還義務を負わないものとする。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(禁止行為)

第 27 条 会員は次の行為をしてはならない。

- (1) 会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2) 会員間の直接取引及び決済。
- (3) 不正品及びその疑いのある商品を出品すること。
- (4) 盗難品及び遺失物の疑いのある商品を出品すること。
- (5) その他、当オークションの諸規約、諸規定及び申し合わせ事項に定める条項に違反すること。

(参加制限)

第 28 条 運営者は、次の事項に該当した会員の当オークションへの参加を制限することができる。

- (1) 当該会員の支払い義務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) 前条に規定する行為を行なったとき。

(反社会的勢力の排除)

第 29 条 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(退会)

第 30 条 会員より退会の意思がある場合や、当会の会員として不適切であると当会が判断した場合、事前通知なしに退会することが出来る。

(強制退会)

第 31 条 会員が当オークションの運営上、著しく支障をきたす行為を犯した場合、または本規約の条項のいずれかに違反した場合、運営者の判断で当該会員を強制退会させることができる。また、この場合は当該会員は異議申し立てをできないものとする。

(その他)

第 27 条 この規約の改廃については、株式会社ブランドオフで変更することが出来る。
2 実施の細部については別に定める。

附則 この規約は平成 21 年 6 月 1 日より実施する。
この規約は平成 22 年 11 月 1 日より実施する。
この規約は平成 23 年 1 月 6 日より実施する。
この規約は平成 24 年 8 月 20 日より実施する。
この規約は平成 26 年 9 月 1 日より実施する。
この規約は平成 27 年 3 月 1 日より実施する。

JBA ライブ・ネットオークション規約変更内容について

2014年12月26日変更

(キャンセル)

第 16 条 本会は、会員が落札後商品をキャンセルする場合、オークション終了時までに出るものとし、落札価格(消費税別)の 10%をキャンセル料金として徴収する。
2 キャンセルされた商品は、即時振り直しが行なわれるものとする。但し、荷主又は当会の都合により振り直しが認められない場合はキャンセルを無効とする。

(品質)

第 20 条 外見により判断できない故障又は、品質表示の誤り等があると競売会が認めたときは、その商品を返品することができる。返品商品は売主に返す。原則として売主に対しての手数料の払い戻しはしない。

- 2 返品の期限については、リアルライブネットオークション申し合わせ事項にて定める。

(後交渉)

第 21 条 当オークション終了後、落札会員から落札商品の品質及び機能動作についての後交渉があった場合、または落札商品が不正品及び盗難品、遺失品の疑いがあった場合、運営者の判断に基づいて、運営者が出品会員、落札会員双方の調停処理、または裁定を行なう。

- 2 運営者の裁定結果については、出品会員、落札会員双方ともにこれに従わなければならない。
- 3 上記の後交渉に関して、運営者は会員以外の第三者との交渉は一切受けつけないものとする。

(年会費)

第 24 条 本会は、年会費として1社につき10,000円(税込み)を徴収する。尚、4月1日以降の入会に対しては5,000円(税込み)を徴収する。

(保証金)

第 25 条 本会は、保証金として入会時1社につき40,000円(税込み)を徴収する。尚、退会時に返却する。その場合、利息は付けない。

- 2 保証金は、落札代金の支払い及び当会の裁定により発生した値引き、返品に対する返金が行なわれない場合、強制退会及び会員からの申し出のない退会についても、これの返還義務を負わないものとする。

(禁止行為)

第 27 条 会員は次の行為をしてはならない。

- (1)会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2)会員間の直接取引及び決済。
- (3)不正品及びその疑いのある商品を出品すること。
- (4)盗難品及び遺失物の疑いのある商品を出品すること。
- (5)その他、当オークションの諸規約、諸規定及び申し合わせ事項に定める条項に違反すること。

(参加制限)

第 28 条 運営者は、次の事項に該当した会員の当オークションへの参加を制限することができる。

- (1)当該会員の支払い義務が規定の日までに決済されないとき。
- (2)前条に規定する行為を行なったとき。

(反社会的勢力の排除)

第 29 条 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(強制退会)

第 31 条 会員が当オークションの運営上、著しく支障をきたす行為を犯した場合、または本規約の条項のいずれかに違反した場合、運営者の判断で当該会員を強制退会させることができる。また、この場合は当該会員は異議申し立てをできないものとする。

以上